

平成30年度概算要求について

法務省

第1 経費関係

1 一般会計	7,864億円
2 東日本大震災復興特別会計	15億円

第2 定員関係

増員要求数 1,513人, 定員合理化数 Δ 971人
(純増要求数 542人)

平成30年度概算要求等額

一般会計

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 概算要求等額	増△減額	
				うち物件費
1 大臣官房関係経費	128,820	131,310	2,490	1,266
2 日本司法支援センター関係経費	30,285	34,021	3,736	3,736
3 施設整備関係経費	23,653	33,095	9,443	9,443
4 法務総合研究所関係経費	2,708	2,426	△ 282	△ 277
5 登記・戸籍等関係経費	124,788	133,029	8,241	8,456
6 検察関係経費	109,421	110,833	1,412	1,486
7 矯正関係経費	233,616	237,173	3,557	4,259
8 更生保護関係経費	26,618	28,561	1,944	1,523
9 人権擁護関係経費	3,383	3,855	472	472
10 訟務関係経費	1,909	1,988	79	79
11 出入国管理関係経費	50,455	55,199	4,744	3,807
12 公安審査委員会関係経費	66	66	0	0
13 公安調査庁関係経費	14,668	14,837	169	150
合 計	750,390	786,391	36,003	34,400

東日本大震災復興特別会計

(単位:百万円)

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 概算要求等額	増△減額	
				うち物件費
1 登記事務関係経費	634	616	△ 19	△ 1
2 民事法律扶助等関係経費	589	223	△ 367	△ 367
3 施設復旧関係経費	228	694	466	466
合 計	1,451	1,532	81	98

注 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

一般会計概算要求における重点事項の概要

(単位:百万円)

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

I 2020年東京大会(オリンピック・パラリンピック)に向けた安全・安心の基盤整備

20,248	23,996	3,748
--------	--------	-------

1 出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等	17,291	20,889	3,598
-----------------------	--------	--------	-------

〈施策の概要〉

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や観光立国に向けた施策を契機とした訪日外国人の増加に対応するために必要な出入国管理体制を強化。

〈骨太の方針との関連〉

- ・革新的な出入国審査などのCIQの計画的な物的・人的体制整備を図る【骨太17頁】
- ・水際対策を含めたテロ対策や不法滞在対策等を推進する【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

①顔認証ゲートの導入・運用	395	1,669	1,274
②空海港施設拡張等に伴う審査端末機器等の整備	0	310	310

2 治安・テロ対策の強化	2,957	3,107	150
--------------	-------	-------	-----

〈施策の概要〉

我が国の公共の安全を確保するため、国内外のテロ関連情報及び対北朝鮮制裁措置関連情報等を収集・分析する公安調査活動を強化することによる治安・テロ対策の強化。

〈骨太の方針との関連〉

- ・東京大会開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化を図る【骨太19頁】
- ・良好な治安を確保するため、サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策の強化を図る【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

東京大会等に向けての関連動向調査及びテロ関連情報収集の強化	436	595	159
-------------------------------	-----	-----	-----

(単位:百万円)

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

II 犯罪をした者等の再犯防止対策の推進

	35,911	47,511	11,600
--	--------	--------	--------

1 再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化

	12,258	14,415	2,157
--	--------	--------	-------

〈施策の概要〉

犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月)及び「宣言:犯罪に戻らない,戻さない」(平成26年12月),「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月)に掲げられている対象者の特性に応じた処遇,住居の確保,就労支援等の再犯防止対策を推進。

〈骨太の方針との関連〉

・再犯防止対策について,本年中に策定予定の推進計画に基づき,起訴猶予者等に対する社会復帰支援,受刑者等に対する教育・職業訓練の充実,刑務所出所者等に対する就労支援,更生保護サポートセンターの拡充を含む保護司・協力雇用主・更生保護施設の活動支援,自治体との連携等を推進する【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

①対象者の特性に応じた矯正処遇の充実強化及び雇用ニーズに応じた職業訓練の拡充等	2,816	2,941	125
②保護司制度の基盤整備・入口支援・国と地方公共団体との連携を含めた社会内処遇の充実強化	8,005	10,011	2,006

2 矯正施設の環境整備等

	23,653	33,095	9,443
--	--------	--------	-------

〈施策の概要〉

旧耐震基準により昭和56年以前に整備された法務省施設及び職員宿舎の建替え等の耐震対策を促進。再犯防止施策推進の土台となる矯正施設の環境整備を推進。

〈骨太の方針との関連〉

・矯正施設の環境整備を推進する【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

①矯正施設関係	14,677	22,879	8,202
②法務総合庁舎関係	8,975	10,216	1,241

(単位:百万円)

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

Ⅲ 経済再生の加速化及び震災復興の推進

4,491	7,645	3,154
-------	-------	-------

相続登記の促進及び地図整備体制の強化等	4,491	7,645	3,154
---------------------	-------	-------	-------

〈施策の概要〉

所有者を特定することが困難な土地等の利活用に向けた相続登記の促進。

従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進。

〈骨太の方針との関連〉

- ・法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める【骨太38頁】
- ・長期間相続登記が未了の土地の解消を図る【骨太38頁】
- ・登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る【骨太38頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

①法定相続情報証明制度の運用及び長期相続登記未了土地問題解消対応等	490	3,442	2,951
②登記所備付地図整備事業の推進	4,001	4,203	203

Ⅳ グローバル化した国際環境における「司法外交」の展開

2,325	2,608	283
-------	-------	-----

1 2020年国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)の日本開催に向けた事前準備	162	347	185
--	-----	-----	-----

〈施策の概要〉

コンGRES2020開催に向けた事前準備。

〈骨太の方針との関連〉

- ・日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コンGRES2020開催に向け、司法分野における国内外の取組を総合的・戦略的に推進する【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

コンGRES2020開催に向けた事前準備	162	347	185
----------------------	-----	-----	-----

(単位:百万円)

	前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
2 国際紛争等への対応を含む予防司法機能の強化及び子供や若者への幅広い法教育の推進等	2,010	2,085	76

〈施策の概要〉

訴訟に発展するおそれのある政策・事象及び国益に関する国際紛争等への支援を推進するとともに、国際司法人材の育成等のための法教育を普及。

〈骨太の方針との関連〉

- ・予防司法機能の全国規模での充実を図る【骨太26頁】
- ・法曹等専門家の海外派遣等による企業への法的側面支援、国際紛争への対応・未然防止強化等を行う【骨太16頁】
- ・スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組を進める【骨太26頁】
- ・法教育の推進【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

① 予防司法機能及び国際訴訟等支援の充実強化	29	77	48
② 国際仲裁活性化に向けた調査情報収集	5	42	37
③ 子供や若者への幅広い法教育の推進	21	35	14

3 法制度整備支援によるビジネス環境整備	153	176	22
-----------------------------	------------	------------	-----------

〈施策の概要〉

主にASEAN諸国を始めとする開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な法的基盤作りを支援するとともに、法の支配を定着させるため、法制度整備支援を推進。

〈骨太の方針との関連〉

- ・自由で公正な経済圏の拡大による効果を楽しむため、法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う【骨太16頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

ASEAN地域等における法制度整備支援の推進等	153	176	22
-------------------------	-----	-----	----

(単位:百万円)

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

V 法の支配を実現するその他の諸施策の推進

34,393	39,449	5,055
--------	--------	-------

1 検察活動の充実強化	726	1,573	848
-------------	-----	-------	-----

〈施策の概要〉

捜査・公判に必要な人的・物的基盤を確保することにより検察活動を充実強化。

〈骨太の方針との関連〉

- ・サイバー犯罪等への各種対策, 治安や司法分野の人的・物的基盤の強化を図る【骨太26頁】
- ・犯罪被害者等支援のための施策を充実させる【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

取調べの録音・録画装置等の整備	518	1,277	759
-----------------	-----	-------	-----

2 共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進	3,383	3,855	472
------------------------	-------	-------	-----

〈施策の概要〉

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「人種, 障害の有無など違いを理解し, 自然に受け入れ, 互いに認め合う共生社会(ユニバーサル社会)」を実現するための総合的な人権擁護施策を推進。

〈骨太の方針との関連〉

- ・ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組を進める【骨太26頁】
- ・社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め, 全ての人々が地域, 暮らし, 生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する【骨太27頁】
- ・心のバリアフリーの推進を図る【骨太23頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

①ヘイトスピーチを含む外国人の人権問題対策の推進	101	186	85
②障害者の人権問題対策の推進	31	121	90
③インターネット上の人権問題対策の推進	24	128	104

(単位:百万円)

	前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
3 頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援 の充実強化	30,285	34,021	3,736

〈施策の概要〉

国選弁護等関連業務, 民事法律扶助業務等の総合法律支援を充実強化。

〈骨太の方針との関連〉

・総合法律支援など頼りがいのある司法の確保に向けた取組を推進する【骨太26頁】

〈30年度要求における主な新規・拡大事項〉

被疑者国選弁護対象事件の拡大(刑事訴訟法改正)	5,357	6,439	1,082
-------------------------	--------------	--------------	--------------

※百万円単位で四捨五入している関係から, 合計額が一致しない場合がある。

平成30年度定員要求事項

法 務 省

平成30年度増員要求数 1,513人 (1,460人)
定員合理化数 ▲971人 (▲ 971人)
純増要求数 542人 (489人)

※ 増員要求数1,513人のうち、91人は時限の定員に係る要求である。
※ () 内数字は、平成29年度の要求数等であり、「女性活躍等ワークライフバランス推進のための定員」32名を含まない。

(主な要求事項)

出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等

- 出入国管理体制の充実強化 入国審査官等 317人

治安・テロ対策の強化

- 公安調査体制の充実強化 公安調査官 77人

再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化

- 再犯防止対策・施設内処遇等の充実強化 刑務官等 484人
- 再犯防止対策・社会内処遇等の充実強化 保護観察官等 86人

相続登記の促進及び地図整備体制等の強化等

- 登記申請事務処理体制の充実強化等 登記官等 254人
(このほか、時限が到来する登記官等57人の時限延長を要求)

国際紛争等への対応を含む予防司法機能の強化等

- 予防司法・訟務事件処理体制の充実強化等 法務専門職等 15人
(このほか、時限が到来する訟務官11人の時限延長を要求)

法の支配を実現するその他の諸施策の推進

- 検察活動の充実強化 検事・検察事務官 271人
- 人権侵犯事件事務処理体制の充実強化 係長 5人

参 考 資 料 (目 次)

法 務 省

概算要求等額 頁

一般会計概算要求における重点事項

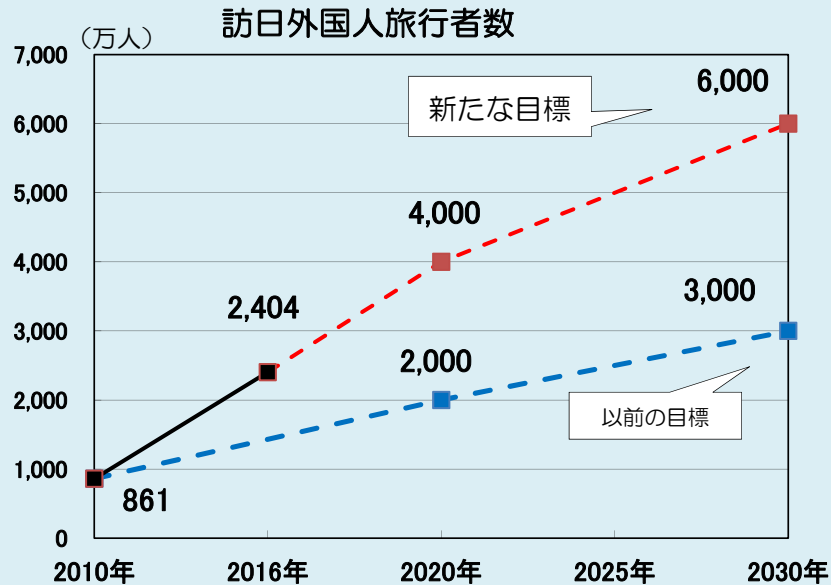
I	2020年東京大会(オリンピック・パラリンピック)に向けた安全・安心の基盤整備	23,996 百万円	
1	出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等	20,889 百万円	1
2	治安・テロ対策の強化	3,107 百万円	2
II	犯罪をした者等の再犯防止対策の推進	47,511 百万円	
1	再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化	14,415 百万円	3
2	矯正施設の環境整備等	33,095 百万円	4
III	経済再生の加速化及び震災復興の推進	7,645 百万円	
	相続登記の促進及び地図整備体制の強化等	7,645 百万円	5
IV	グローバル化した国際環境における「司法外交」の展開	2,608 百万円	
1	2020年国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の日本開催に向けた事前準備	347 百万円	6
2	国際紛争等への対応を含む予防司法機能の強化及び子供や若者への幅広い法教育の推進等	2,085 百万円	7
3	法制度整備支援によるビジネス環境整備	176 百万円	8
V	法の支配を実現するその他の諸施策の推進	39,449 百万円	
1	検察活動の充実強化	1,573 百万円	9
2	共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進	3,855 百万円	10
3	頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援の充実強化	34,021 百万円	11

出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等

平成30年度概算要求等額

20,889百万円(3,598百万円増)

「未来投資戦略2017」等



課題

○ 訪日外国人旅行者数

2020年 4,000万人

2030年 6,000万人

を目指す

世界最高水準の技術を活用し、入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現

○ 平成28年7月 バングラデシュにおけるテロ事件の発生

○ 平成29年5月 イギリスにおけるテロ事件の発生 等

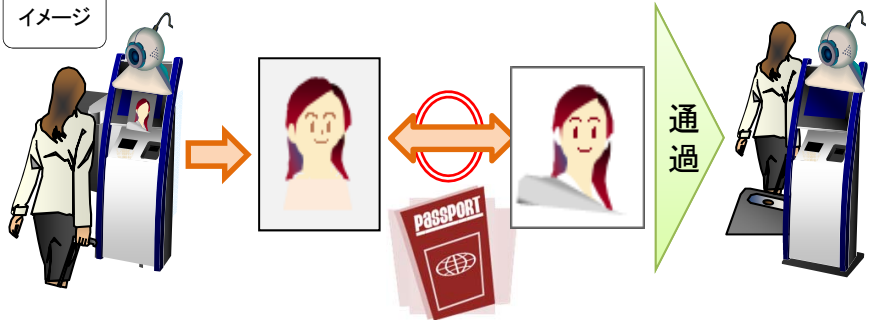
テロリスト等の入国阻止のため厳格な出入国管理を維持

主な施策

- ・顔認証ゲートの導入
- ・バイオカードの運用
- ・外国人出入国情報システムの更新
- ・日・米重大犯罪防止対処協定 (PCSC協定) の実施
- ・空海港施設拡張等に伴う審査端末機器等の整備

等

円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を
高度な次元で両立



➤ 事前の登録手続不要

➤ ゲートに設置したカメラで利用者の顔画像を撮影し旅券のICチップ内の顔画像と照合

治 安 ・ テ ロ 対 策 の 強 化

平成30年度概算要求等額
3,107百万円(150百万円増)

我が国を取り巻く治安情勢

- ❑ 欧州や東南アジア地域においてテロが頻発
- ❑ 「無差別化」及び「簡略化」しているテロの傾向
- ❑ 悪質化しているサイバー攻撃
- ❑ 北朝鮮の挑発的行為による朝鮮半島情勢の緊迫化

我が国及び国民に対する脅威

- 国際テロ組織による我が国中枢を狙ったテロ
- 「ホームグロウン・テロリスト」による突発的・無差別テロ
- 海外で邦人がテロの犠牲
- 安全保障に影響を及ぼす重要技術情報等を狙ったサイバー攻撃
- 北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験

我が国でテロ等が懸念される要因

- ① 「テロの標的になると想定される国際的イベント」
 平成30年度：サッカーW杯ロシア大会
 平成31年度：ラグビーW杯日本大会
 G20（20か国・地域首脳会議）
 平成32年度：オリ・パラ東京大会
- ② テロ組織の呼びかけに応じ戦闘員として中東地域へ渡航を企図する者やSNS上で過激思想に共鳴する者が存在

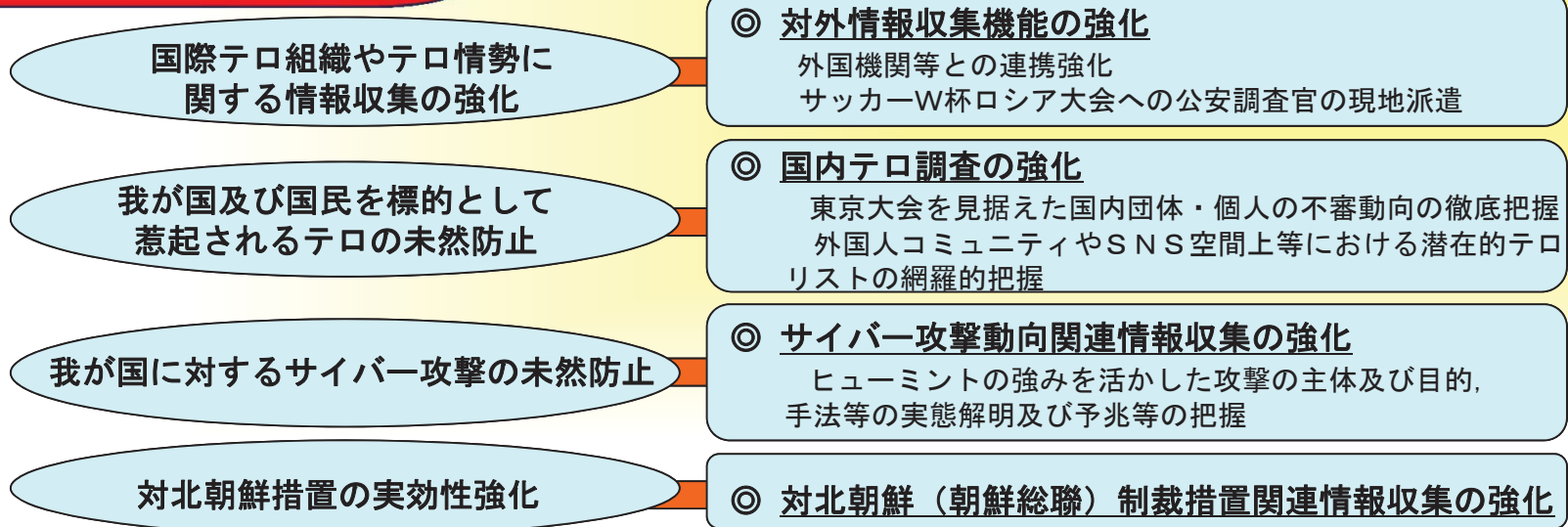
政府方針等

- ◇ 「テロリストの諸活動、北朝鮮等に関する情報の収集・分析機能強化」
（世界一安全な日本創造戦略）
- ◇ 「イスラム過激派等に関する情報収集・分析等の強化等」、
「海外における邦人の安全の確保」
（テロ対策推進本部決定）
- ◇ 「人的情報収集等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化」
（サイバーセキュリティ2016）

- ③ テロリスト等が潜伏するおそれのある外国人コミュニティの増加
- ④ 北朝鮮の攻撃の標的となる在日米軍基地等が多数存在

対 応 策

治 安 ・ テ ロ 対 策 強 化

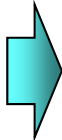


安全で安心な暮らしと
経済社会の基盤確保

現状及び課題

再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化

- ◎ 再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)
【数値目標】平成33年までに出所後2年以内再入率を20%以上減少させる
- ◎ 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策(平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定)
 - ・再入受刑者の7割強は犯時無職者、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職者の約3.3倍
 - ・刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が約5,200人
 - ・支援を必要とする高齢者・障害者等の増加
 - ・薬物事犯者の再犯率が非常に高い(5年以内に約半数が再入所)
 - ・在所中の就職内定件数は平成28年度で約580件(刑務所出所者は年間約2万3千人)



「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月公布・施行)

- ◇ 国及び地方公共団体が適切な役割分担により再犯防止施策を策定・実施する責務
- ◇ 再犯防止推進計画の策定
- ◇ 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
- ◇ 社会における職業・住居の確保及び保健医療・福祉サービス利用に係る支援等
- ◇ 再犯防止推進のための人的・物的基盤の整備等

対策

施設内処遇

対象者の特性に応じた矯正処遇の充実強化

- 高齢者・障害者対策推進施設等における社会復帰支援の充実強化
➢ 対象者の早期選定による特別調整の充実等
- 性犯罪再犯防止指導の実施体制の充実強化
➢ 性犯罪者処遇カウンセラーの配置拡大等
- 修学支援体制の充実強化
➢ 高卒認定試験受験体制の整備等



雇用ニーズに応じた職業訓練の拡充等

- 建設関連職業訓練の拡大

建設機械科(大型特殊機械課程) フォークリフト運転科



【有効求人倍率】
建設く体工事 8.35
建設の職業 3.72
※全職種平均 1.24

- ビジネススキル科(パソコン基礎課程)の拡大
- 矯正就労支援情報センターの支援体制強化

【職業訓練38種目】
7,550人→7,652人

社会内処遇 (入口支援・国と地方公共団体との連携を含む)

保護司制度の基盤整備及び保護司活動の支援の充実強化

- 更生保護サポートセンターの拡充等
- 保護司の安定的な人材確保対策 等

更生保護施設の受入れ及び処遇機能の強化

- 更生保護施設の人的体制の強化 等

対象者の特性に応じた指導・支援の充実

- 高齢者又は障害者等に対する指導・支援
- 薬物事犯者に対する指導・支援 等



刑務所出所者等に対する就労支援の推進

- 協力雇用主に対する支援の拡充
- 更生保護就労支援事業の拡充 等

起訴猶予となる者等に対する福祉サービス等の入口支援の充実

- 検察庁・保護観察所・福祉サービス窓口が連携した対象者に対する福祉サービス等の入口支援の実施

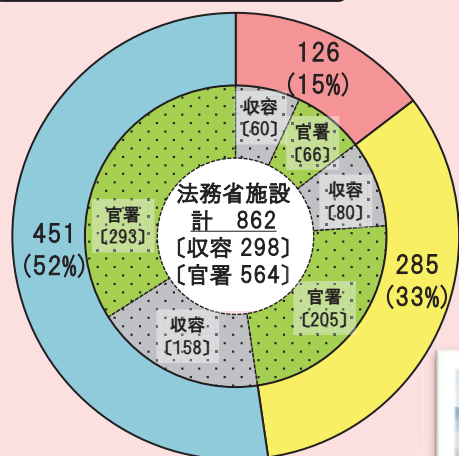
国と地方公共団体が連携した再犯防止施策の実施

矯正施設 の 環境 整備 等

平成30年度概算要求等額

33,095百万円(9,443百万円増)

現 状



- 昭和46年以前築 (旧耐震基準改定前の施設)
 - 昭和47～56年築 (現行の耐震基準制定前の施設)
 - 昭和57年以降築 (現行の耐震基準制定後の施設)
 - ■ ■ のうち収容施設数を示す
 - ■ ■ のうち官署施設数を示す
- (注) PFI事業検討中の奈良拘置支所を除く

耐震性能の不足
多発する自然災害
深刻な老朽化



課 題

政府方針

- H28.12施行「再犯防止の推進に関する法律」(第19条)
- H29.6.9閣議決定「骨太の方針2017」
- H26.6.3閣議決定「国土強靱化基本計画」
- H23.12.1財務省等策定「国家公務員宿舍の削減計画」

- 矯正施設の環境整備** (政府方針①, ②)
再犯防止施策推進の重要な基盤となる矯正施設について、改築・改修等による環境整備が必要
- 法務省施設の防災・減災対策** (政府方針②, ③)
 - 法務省施設の約半数を占める旧耐震基準で建設された建物の耐震化・老朽化対策が必要
 - 防災拠点・避難所となる矯正施設を始めとする法務省施設の耐震化・機能継続確保のための改築・改修等が必要
- 矯正施設の職員宿舍整備** (政府方針④)
勤務時間外の非常勤務など矯正施設と一体不可分の職員施設については、必要戸数の範囲内で、老朽化対策等の環境整備が必要

対 策 ・ 効 果

建て替え



改修・修繕

- 再犯防止施策の実施基盤となる矯正施設の環境整備を実現
- 耐震性を確保し、国民の安全・安心な生活を確保
- 災害時における防災拠点・避難場所の機能強化

政府目標を実現!!!

世界一安全・安心な国、日本

防災・減災による国土強靱化

相続登記の促進及び地図整備体制の強化等

平成30年度概算要求等額
7,645百万円(3,154百万円増)

施策の概要

- 所有者を特定することが困難な土地等の利活用に向けた相続登記の促進
- 従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進

●経済財政運営と改革の基本方針2017

(所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用)
「法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。」「長期間相続登記が未了の土地の解消を図る。」「登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手」「登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る」

●未来投資戦略2017(民間投資の喚起による都市の競争力の向上等):同上

相続登記の促進

現状・問題点

- ・相続登記がされていない土地が数多く存在(東日本大震災の復興事業に関連して顕在化)
- ・相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、公共事業等の実施に支障が生じる「所有者不明土地問題」が全国で拡大



対応策

- ・法定相続情報証明制度の安定的運用及び利用範囲の拡大
⇒ 当該制度の安定的運用及び利用範囲の拡大に対応する運用体制の充実
- ・長期相続登記未了土地の解消に向けた取組の推進
⇒ 公共事業用地の取得等の各種事業の円滑化・進展のため、事業実施主体のニーズを把握し、所有権の移転の登記が長期間行われていない土地について相続の発生の有無及び法定相続人を調査
- ・登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題の検討
⇒ 登記制度や土地所有権の在り方について諸外国の制度等の調査を実施した上で、研究会において検討

効果

- ①相続登記の申請人の手続負担軽減
- ②土地の利活用を図る際の所有者探索コスト削減
- ③我が国における相続手続全般の社会的コスト削減

相続登記の促進

登記所備付地図整備事業の推進

現状・問題点

- ・都市部(人口集中地域)における地図の整備は不十分
- ・大都市における地図の整備は一層遅延
- ・東日本大震災の被災地では地図の未整備が復興の妨げ

対応策

- ・全国の都市部(人口集中地域)
⇒従来型登記所備付地図作成作業
- ・大都市の枢要部や地方の拠点都市
⇒大都市型登記所備付地図作成作業
- ・東日本大震災の被災県(宮城, 福島, 岩手)
⇒復興型登記所備付地図作成作業

効果

- ・土地取引の活性化
- ・公共インフラの整備促進
- ・商業・産業施設の整備促進
- ・2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の整備促進
- ・被災地における復興加速化

- ・地図作成によりインフラが整備
- ・街並が変貌し観光客増加



【国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)の概要】

- 犯罪防止・刑事司法分野における**国連最大の国際会議**
- 1955年以降、5年ごとに開催(日本では1970年(昭和45年)に京都で開催)
- 司法大臣、検事総長等**ハイレベルの各国代表**、国際機関等が参加(140か国以上、4,000人以上)
- 犯罪防止刑事司法分野の対策や国際協力のあり方について検討し、**政治宣言**を採択(その後5年間の指針)



2015年

第13回国連犯罪防止刑事司法会議
「カタールコンGRES」
【政治宣言(ドーハ宣言)の採択】

事業の内容

日本コンGRES開催の準備

ドーハ宣言の
フォローアップ

● 日本コンGRES開催の準備 ○ ドーハ宣言のフォローアップ

平成30年度(2018年)

● 国連加盟国等との交渉及び調整

- ・ コンGRESで採択する政治宣言を取りまとめるためには、開催国政府は、コンGRES参加国等との事前の綿密な交渉及び調整が必要
- 当省職員を国際的影響力の強い主要国、地域準備会合、国連総会等に派遣
- 海外のコンGRES専門家を招へいし、当省職員等との意見交換会を実施

● 開催自治体等との調整等

- ・ 開催都市決定後は、国連側からのセキュリティ対策等の改善指示に対する対応が必要
- 当省職員を開催地に派遣し、対応策等の検討・調整、準備状況に関する国連ミッション対応

● 開催準備事前業務

- ・ 2020年の開催に向けた具体的な準備作業の実施が必要
- 各種実施計画(会場設計計画案、送迎・輸送計画案、警備計画案等)の策定
- ホームページ運営等の広報活動

● 国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)への拠出金等

- ・ コンGRESの事務局であるUNODCに職員を派遣し、詳細な調整が必要
- コンGRES事務局(UNODC)にポスト設置及び広報活動等のための拠出金
- アジア地域でのプログラム実施のための拠出金

● ワークショップ運営準備

- ・ 日本コンGRESテーマ等の決定を受け、平成30年度(2018年)から運営準備を本格化
- ワークショップにおけるパネリスト、スピーカー候補等の選定
- ワークショップ全体の運営方針やPNI間における役割分担・意見調整等

● 日本コンGRESにおけるドーハ宣言のフォローアップの総括・検証

- ・ 今後5年間にわたり継続的にアジア・太平洋地域を中心とする各国の刑事司法実務家を対象とした研修事業の充実・強化を図る。
- ドーハ宣言のフォローアップの実施
 - ・ 各国の刑事司法実務家に対するキャパシティ・ビルディング(能力・構築支援)の研修の充実・強化

2020年

第14回国連犯罪防止刑事司法会議
「日本コンGRES」
【政治宣言の採択】

国際紛争等への対応を含む予防司法機能の強化及び子供や若者への幅広い法教育の推進等

平成30年度概算要求等額
2,085百万円(76百万円増)

予防司法機能及び国際訴訟等支援の充実強化

現状

国の施策等に重大な影響を及ぼす訴訟が増加

訴訟に発展するおそれのある政策・事象への支援が必要

- 累計約650件の相談実績
- 平成29年4月から全国展開を開始 etc.

国益に関する国際紛争等への支援が必要
～「司法外交」の展開～

- 国際司法裁判所、WTO等の国際的紛争解決への支援
- 関係省庁を通じた日本企業の海外展開支援 etc.

【骨太の方針2017】

- ・ 予防司法機能の全国規模での充実
- ・ 法曹等専門家の海外派遣等による企業への法的側面支援、国際紛争への対応・未然防止強化等

対策

- 予防司法事案のデータベース化
- 予防司法機能強化のための人的体制の整備
- 国際訴訟等への関与・支援の充実・強化

訟務局

紛争や訴訟が顕在化する前の段階にあっても中央省庁等における行政施策等について訴訟リスクを踏まえた法的な支援を行う。

- 政府全体の訴訟リスクを低減
- 国際社会における国益の保護

国際仲裁活性化に向けた調査情報収集

現状及び問題点

- 日本企業の海外取引や海外投資案件が増加することに伴い、紛争解決の手段として、国際仲裁制度の役割が重要となる。
 - 東南アジアでは、官民挙げて積極的に国際仲裁を呼び込み、飛躍的に利用件数が伸びている一方で、日本の利用件数は伸びていない。
- 日本企業の海外投資の促進や日本経済発展のためには、国際仲裁制度の活性化が不可欠

【申立受理件数(平成27年度)】

一般社団法人日本商事仲裁会	21件
シンガポール国際仲裁センター	271件
香港国際仲裁センター	271件

【骨太の方針2017】

- ・ スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組

法務省における取組

法務省では、司法制度を所管する立場から、必要な基盤整備に向けた取組を進めることが必要

→ 平成29年3月、省内に国際仲裁PTを設立

施策	経費概要
日本国内における基盤整備に向けた調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外から仲裁制度に関する専門家・実務家の招へい旅費 ● 国内企業等向けのセミナー開催経費 ● 弁護士等に対するヒアリング調査経費
仲裁先進国における調査情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● ISDS等の国を当事者とする事案を含む国際仲裁その他の国際紛争への対応能力強化に係る調査・情報収集(国際機関等における実務研修を含む)旅費
ASEAN地域における調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 東南アジア諸国における仲裁制度の概要や仲裁制度に対する親和性・需要等に関する調査を実施するための経費

子供や若者への幅広い法教育の推進



政府方針

【骨太の方針2017】 ◇ 法教育の推進

更なる法教育の普及・充実に向けた対策

- 高校生向けの法教育教材の作成
- 中学生向けの視聴覚教材の作成

教職員の負担軽減 >>>> 法教育授業の実施率の向上

○ 法制度整備支援の必要性

- 経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)
- 未来投資戦略2017
- インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)
- 日・メコン協力のための新東京戦略2015
- 知的財産推進計画2017
- 開発協力大綱

法制度整備支援に関する基本方針

法の支配の定着

持続的成長のための基盤づくり

投資環境整備

事業の内容

○ 法制度整備支援事業実施【直接事業】

- メコン諸国に対する域内格差是正のための現地セミナー等
(ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマー)
- 知財分野等ビジネス関係法令整備のための現地セミナー等
(インドネシア, ミャンマー, バングラデシュ等)

○ 法制度整備支援基盤整備【間接事業】

- 法制度整備支援基礎調査
 - ・ASEAN地域の知財法制の格差是正のための調査研究等
 - ・国際知財司法シンポジウム(ASEAN+3諸国)のフォローアップ
- 法制度整備支援に関するドナー間・官民連携強化
 - ・産学官の連携強化のための関係者会合等

日本企業の海外展開に
有効な投資環境整備

国際社会における
日本のプレゼンスの向上

検察活動の充実強化

平成30年度概算要求等額

1,573百万円(848百万円増)

政府方針等

良好な治安を確保するため、サイバー犯罪等への各種対策、**治安や司法分野の人的・物的基盤**の強化を推進する。「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日 閣議決定)

録音・録画装置等の整備

現 状

- 平成28年5月24日に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」では、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件の録音・録画を義務付け平成31年6月までに施行される
- 上記法律の衆議院及び参議院の附帯決議で、上記義務付けの対象事件以外の録音・録画も幅広く実施するよう求められている
- 対象となる事件数が急激に増加し、それに伴い、保存すべき録音・録画記録媒体の量も飛躍的に増大したことにより、保管スペースと経年劣化の問題が発生
- アナログ方式の録音・録画装置は、大型で持ち運びが困難であり、かつ、データの容量が大きく、大量の記録媒体が必要

対 策

義務化に伴い録音・録画実施件数の多い庁に
録音・録画用サーバ36台を整備



録音・録画装置358台をデジタル方式に更新整備

- データを高圧縮したデジタル方式の録音・録画装置により録音・録画用サーバに接続
- 小型・軽量化が可能なデジタル方式により、持ち運びが容易

客観的な証拠収集の強化

○デジタルフォレンジック(DF)体制の整備(機器・人材の集約・精鋭化)

犯罪被害者等対応

○被害者のプライバシーに配慮した証拠開示のためのマスキングソフト等の整備等

効 果

各種施策の実施により、検察の役割を十全に果たし、安全・安心な社会を実現

共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進

平成30年度概算要求等額
3,855百万円(472百万円増)

施策の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、「人種、障害の有無など違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会の実現」を目指し、人権状況の改善を図る。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年6月施行)
- 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年12月施行)
- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月閣議決定)

現状と課題

外国人

- 在留外国人数は、過去最高を記録(平成28年末)
- 外国人の約4割が入居拒否、約4人に1人が就職拒否を経験(平成29年3月法務省委託調査)



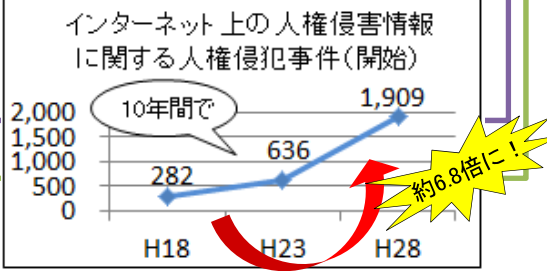
障害者

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行後においても依然として障害者に対する差別等が発生



インターネット

- 法務省の人権擁護機関が平成28年に新たに救済手続を開始した事件数が、過去最高件数を記録



対策

- 1 人権啓発活動の充実強化
 - ・ 外国人・障害者の理解促進のための啓発活動の充実強化
 - ・ インターネット上の人権侵害防止のための啓発活動の充実強化

- 2 人権相談・調査救済活動の充実強化
 - ・ 人権相談窓口の周知強化
 - ・ インターネット上の人権侵犯事件処理のための人的体制整備

共生社会の実現

頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援の充実強化

平成30年度概算要求等額
34,021百万円(3,736百万円増)

●経済財政運営と改革の基本方針2017
「総合法律支援など頼りがいのある司法の確保」

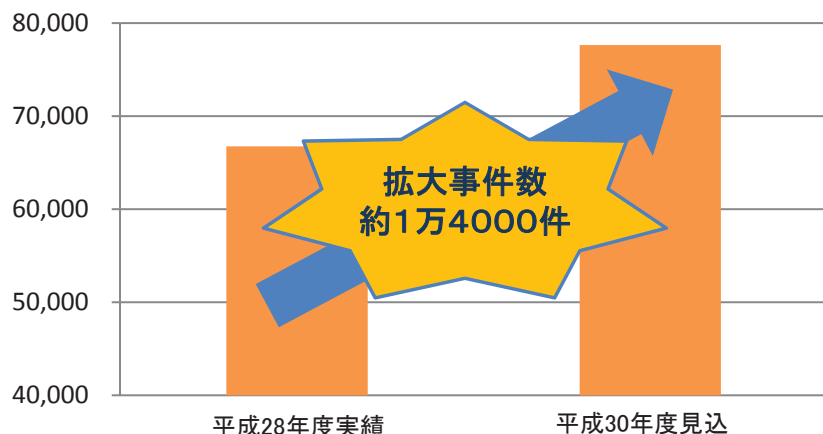
【日本司法支援センター（法テラス）の主な業務】

- ① 情報提供 …法による紛争解決に必要な情報を収集整理し、その情報をコールセンター等により提供。
- ② 民事法律扶助 …資力の乏しい方等に対し、無料法律相談、弁護士費用等の立替えを実施。
- ③ 国選弁護等関連…国選弁護人等候補者の指名通知、契約弁護士等に国選弁護人等の事務を取り扱わせ、その報酬等を支給。
- ④ 司法過疎対策 …司法過疎地域に配置したスタッフ弁護士による有償での事件処理、②・③の全国均質遂行。
- ⑤ 犯罪被害者支援…国選被害者参加弁護士候補者の指名通知、被害者参加人旅費等の支給、犯罪被害者支援情報の提供と精通弁護士の紹介。

～総合法律支援の更なる充実強化～

被疑者国選弁護対象事件の拡大

- **刑事訴訟法の改正**（平成30年6月2日までに施行）に伴い、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大



【拡大される事件(勾留中の者に限る)】

- ・酒気帯び運転(道路交通法違反)
- ・電車内での痴漢(条例違反)
- ・暴行
- ・住居侵入
- ・器物損壊
- 等

新たな法律相談援助等の開始

- **総合法律支援法の改正**（平成30年6月2日までに施行）により、新たに以下の援助が開始

認知機能が不十分な高齢者・障害者に対する援助

- ・ 資力を問わない法律相談
- ・ 弁護士費用等の立替援助の対象を、一定の公的給付に係る行政不服申立手続に拡大

ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する援助

- ・ 資力を問わない法律相談
- ・ 法律相談の対象を、告訴等の刑事事件に拡大